

2026年2月3日

お客様各位

中兵庫信用金庫

破産管財人・相続財産清算人等の口座開設手数料新設のお知らせ

平素は中兵庫信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、2026年4月1日（水）より、事務負担等を考慮し、下記の口座開設手数料を新設いたします。

日頃ご利用いただいているお客様にはご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《新設日》

2026年4月1日（水）

《対象となる口座》

破産管財人口座

相続財産清算人口座

相続財産管理人口座

不在者財産管理人口座

※上記肩書を口座名義に使用しなかった場合でも、口座開設の目的が上記職務を遂行するものである場合、既存口座を上記目的で名義変更する場合（個人・法人等問わず）を含みます。

《口座開設手数料》

口座開設1件あたり 16,500円（税込）

※複数の口座開設が必要な場合は、口座開設1件につき、上記手数料が必要となります。

詳しくは、お取引店までお問合せください。